



平議発第134号
令和6年3月18日

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子 殿

小平市議会議長 松岡 あつ



文書質問書の送付について

このことについて、小平市議会基本条例第11条第1項の規定に基づき、別紙のとおり文書質問書が提出されましたので送付いたします。

なお、回答につきましては、令和6年4月2日までをお願いいたします。

令和6年3月18日

小平市議会議長 松岡あつし 殿

会派名 一人会派の会

会派代表者名 伊藤央

質問者名 安竹洋平

文書質問書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定により、次のとおり文書による質問をいたします。

1 質問項目

教育委員会事務局へ市民の目が届かない現金等の提供があるかについて

2 質問の理由及び趣旨

本年2月から3月にかけて名古屋市教育委員会のいわゆる裏金問題が報道されている。これは名古屋市教育委員会事務局が、校長会など数十の任意団体から、次年度の市立小・中学校の校長などに推薦する教員の名簿を受け取る際に1団体につき数千円から6万円程度の現金等を受け取っていたというものである。市民の目が届かない現金のやり取りであり不健全な慣例である。小平市は名古屋市のような政令指定都市ではないため教員の人事権はない（東京都にある）ものと捉えているが、小平市民から小平市でも同様に市民の目が届かない「教育とカネ」の問題があるのではないかという疑いの声があるため、以下質問する。

- (1) 市教育委員会事務局は、教育委員会定例会の公開部分で報告している寄附金以外に、外部の団体等から現金等を受け取ったことはあるか。あれば直近5年間の受取総額と、主な用途は。

平教教収第231号
令和6年4月2日

小平市議会議長 松岡 あつし 殿

小平市教育委員会
教育長 青木 由美子



回答書

小平市議会基本条例第11条第1項の規定による安竹洋平議員の文書質問について、次のとおり回答いたします。

- 1 御質問のようなことはございません。